

岡山市地域猫活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岡山市内において実施される地域猫活動が円滑にかつ継続的に行われるよう市が支援する事業についてその内容を定めるものである。

(事業の目的)

第2 地域猫活動を通じ所有者のいない猫によるトラブルを減少させ地域の住民が快適に生活できることを目的とする。

(定義)

第3 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 地域猫

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている所有者のいない猫をいう。

(2) 地域猫活動

所有者のいない猫を原因とする生活環境の悪化を地域の問題とし、地域ぐるみで理解し、これら猫の不妊去勢手術を施し、給餌、給水、排泄物の処理及び周辺の清掃等の管理を継続的に行い、徐々に被害を減らすことを目的とした活動をいう。

(3) 地域住民

所有者のいない猫を原因とする生活環境の悪化などの被害を受けている地域に居住する住民のことをいう。

(4) 管理者

地域猫活動を実施する地域において、猫の日常管理（給餌、周辺清掃等）を行う者をいう。

(5) 活動団体

管理者を構成員とする地域猫活動を行う団体をいう。

(支援内容)

第4 保健所長は、この要綱に基づき地域猫活動を行う活動団体（行おうとする活動団体を含む。以下同じ。）から要請があったときは、必要な支援を行う。

(1) 合意形成支援

地域猫活動を行う地域（以下「活動地域」という。）における住民説明会等への同席及び活動に関する説明並びに活動を行う地域が属する町内会長（岡山市町内会名簿に登録された町内会・自治会の会長をいう。以下同じ。）への説明の補助に関すること。

(2) 活動計画、活動ルール作成支援

活動団体が地域猫活動を円滑に実施するための活動計画及び活動ルール作成の支援に関すること。

(3) 不妊去勢手術実施支援

①活動団体が地域猫として管理するために所有者のいない猫に行う不妊去勢手術に

かかる経費の一部助成に関すること

②不妊去勢手術を行うために猫を捕獲する経費の一部助成に関すること

③捕獲器の貸し出しに関すること。

(4) その他の地域猫活動支援

上記のほか、必要に応じ次のとおり支援を行う。

①活動地域における飼い猫の屋内飼養の徹底など適正飼養に関する指導

②地域で定めた活動ルールに従わない地域住民以外の者が行う所有者のいない猫への給餌に対する指導

(意見・情報交換会)

第5 保健所長は、活動団体との意見・情報交換を行う会議を定期的を開催する。

(活動指定申請)

第6 この要綱に基づき支援を受けようとする活動団体は、別紙様式1に地域猫活動管理者名簿、地域猫台帳等関係書類を添えて地域猫活動指定申請を行い、保健所長の指定を受けること。ただし、活動の準備に関する合意形成支援などはこの限りでない。

2 地域猫活動指定申請を受けた保健所長は、次の指定条件に照らし、適合していると認めるときは、指定地域猫活動団体として指定し、その旨を別紙様式2により通知し、活動団体に管理者が着用する名札等を支給する。

(指定の条件)

第7 活動団体として指定を受けることができる条件は次のとおりとする。

(1) 活動地域が明確で、その地域の町内会長が地域猫活動を行うことを了解していること。(活動地域が複数の町内会にまたがる場合は、そのすべての町内会長とする。)

(2) 活動地域で管理する特定の所有者のいない猫の数、生息場所、行動範囲等を把握していること。

(3) 地域住民に、給餌場所およびトイレ設置場所を明確に示し、活動場所や活動内容等について周知が行われていること。

(4) 活動団体は、同一世帯でない2名以上の管理者で構成され、半数名以上は活動地域に居住していること。

(5) 地域猫活動は、「岡山市猫の適正飼養ガイドライン」に基づいた活動計画書を作成し、本ガイドラインに準拠した活動であること。

(指定の解除)

第8

1 指定を受けた活動団体は、地域で管理する猫がいなくなったとき、又は管理者が地域猫活動をすることができなくなったときは別紙様式3により指定解除の届出を行うこと。

2 保健所長は、指定を受けた活動団体が指定の条件に適合しなくなったときは、その指定を取り消すことができる。

(活動指定申請内容の変更)

第9 活動指定申請内容に変更があった場合は、別紙様式4により変更の届出を行うとともに、必要に応じて添付書類を提出すること。

附則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。